慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 霜野寿亮君学位請求論文審査報告 |
| Sub Title | |
| Author | |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1988 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.7 (1988. 7) ,p.122- 126 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 特別記事 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880728-0122 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

もすれば表面的な観察に終始しやすい課題に対して、アメリカでの議論を題材にして、考察を加えたものであり、その着実な研究態度、周到な資料収集は、まず高く評価されなければならない。さらに、本論文は、現在の日本の憲法学界、特に憲法訴訟論において参照されることの多い公共訴訟についての初めての本格的研究であるとともに、最近しばしば取り上げられる救済の問題についての先駆的業績であり、現代型訴訟が日本においても増大しているといわれる今日、本論文が学界に対して意味するところがあると認められる。

右の審査の結果、本研究は法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与するに適するものと認められる。

主査　慶應義塾大学法学部教授　田口　精一
副査　慶應義塾大学法学部教授　法学博士　平　良
副査　慶應義塾大学法学部教授　金子　芳雄

# 霜野寿亮君学位請求論文審査報告

霜野寿亮君が提出した学位請求論文『政治権力研究の理論的課題』の全体的構成は、三部全九章におよび序言と結言からなる、その概略は以下のとおりである。

序　言　問題の確認

第一部　権力研究と政治学の理論

第一章　政治学における権力研究

第二章　勢力測定の諸方法

第三章　政治権力の測定について

第二部　権力研究と社会学の理論

第一章　社会学における権力研究

第二章　権力概念の検討……パーソンズの構造機能主義……

第三章　ニクラス・ルーマンの権力概念について……等価機能主義と意味の生成……

第三部　〈主意主義〉的権力概念への道程

第一章　分析視点の方法論的確認

第二章　社会学における秩序と権力の問題

第三章　政治学における秩序と権力の問題

結　言　目標としての〈主意主義〉的権力論

上記各部各章の初出一覧は下記の通りである。

第一部第二章　法学研究（慶應義塾大学）四七巻四、五号、一九七四。

第一部第三章　法学研究（慶應義塾大学）四七巻九号、一九七四。

第二部第二章　法学研究（慶應義塾大学）四三巻六号、一九七〇。

第二部第三章　慶應義塾創立一二五年記念論文集法学部政治学関係、一九八三。

第三部第一章　法学研究（慶應義塾大学）六一巻一号、一九八八（予定）。

第三部第二章　法学研究（慶應義塾大学）五九巻一一号、一九八六。

第三部第三章　法学研究（慶應義塾大学）五九巻四号、一九八六。

結　　言　法学研究（慶應義塾大学）六一巻一号、一九八八（予定）。

同君は、一九六九年慶應義塾大学法学部助手に任用されて以来、終始一貫して《政治権力論》の研究に一意専心してきた。秩序と権力の生成、創出にかかわる問題、つまり、人々の間に秩序や権力が、何故、どのように生れ、共有されていくのか、という社会学および政治学の領域における古くからの根本問題にこだわりつづけてきた。同君の表現によると、〃政治権力に関する考察には実に長い思惟的理論の系譜がある〃が、〃我々がいま獲得できる科学的知識はあまりにも微々たるものであり断片的なものに過ぎない〃ので、そのような現状をなんとかしたいと言う願望が本論文執筆の原動力となっている、と述べている。本提出論文は、その意味で、同君のこれまでの長期間の研究業績を体系的に再構成したものであるといえる。

本論文の基本的内容は、次のとおりである。

まず、第一部では、現在の政治学における権力研究を概観し（第一章）、特に権力関係の測定に関する研究に注目することによって（第二章）、既存の権力研究領域での理論的欠陥を論証しようとする（第三章）。

第二部において、次に、権力現象を理論的に説明しようとしてきた社会学の領域に転じ当該領域での権力研究を概観し（第一章）、なかでも社会学的機能主義に注目することによって（第二章）、この領域にみられる理論上の説明の致命的欠陥を指摘しようとする（第三章）。

そして、最後に、第三部で、権力現象に関する既存研究の多くは、全体社会の営みとの関連性を欠き、理論的に首尾一貫した理論枠組みを欠く、混沌とした現状にあるとする認識に立脚して、このような混沌状況からの離脱のための理論、方法を探求しようとする。つまり、社会現象全体に関する説明のなかで、

勢力と権力に言及できる概念枠組みを構築しようとしている。そのための準備作業として、まず「理論」という用語が意味する事柄を明示し、かつ、同君が立脚する「理論的視角」、つまり、説明しようとする現象の範囲を事前に確定し、かつ、その現象を見据える視点、を明示しようとする。その上で、理論展開の核となる〈主意主義〉の立場が選択される（第一章）。〈主意主義〉の立場は、さらに、社会学の理論の領域（第二章）、および、政治学の理論の領域（第三章）において、おのおの学説史的に再検討されている。

このような準備作業を徹底させておいて、最後に、本論文の結言として、政治権力を〈主意主義〉的な社会理論ないし政治理論の枠組みのなかで説明する必要性を提唱し、〈主意主義〉的権力論の独自の構想を展開しようとしている。

以上のように、本論文の基本的特徴は、政治権力論に関する政治学および社会学の領域における既存研究の学説史的検討に立脚しながら、論文執筆者独自の政治権力論を展開しようとしている点に認められる。

次に、各部、各章の内容について述べる。

第一部（権力研究と政治学の理論）および第二部（権力研究と社会学の理論）は、すでに指摘したように、同君の政治権力論研究の出発点となった論考である。そして、第三部（〈主意主義〉的権力概念への道程）は、同君自身の政治権力論についての構想を具体的に提示し、かつ、図式化しようとしている部分に当たる。以下、主として、第三部の内容に立入ることにする。

第三部第一章は、(1)論ずべき問題範囲の確定、(2)科学的説明の基準、(3)社会現象の科学的認識、(4)主意主義的説明の特色、(5)主意主義と個人主義、の五つの節から構成されている。論理構成の周到な準備作業を最初の三節で展開しておいて、同君は、その主意主義的個人主義的立場を鮮明にうち出そうとする。その根底には、T・パーソンズの主意主義的機能主義的行為論に対する批判が準備されている。つまり、行為における人間の能動性、自発性、意思を重視する主意主義的行為論を体系化しようとしてきたパーソンズが、その後、社会の所与性、創発性、規範性を中心とした規範主義に次第に傾斜していった理論展開に対し、同君は、あくまでも、行為論、権力論における人間の主意性、能動性、自発性を重要視する立場を貫徹しようとする。そのために、科学的認識、科学的説明に関し実証主義、功利主義、理想主義と主意主義、さらに、集合主義と個人主義の関係を詳細に検討しようとする。

次の第二章および第三章は、それぞれ社会学および政治学の領域における代表的な学説の検討に当てられている。主意主義的理論枠組みの構築に関連し、かつ、同君の関心と重なりあう重要文献の幅広い検討がなされる。そして、取上げられた各学

説は、(A)秩序形成、(B)間主観性の確保、(C)主意主義的説明、(D)政治権力の創出、(E)正当性の論理的説明、(F)理論の基本的前提、(G)論理的課題、の七項目別に図式的に逐一考察されている。考察の対象となる学説は、デュルケム（社会的事実）、ウェーバー（秩序概念）、パーソンズ（主意主義的行為理論）、ルーマン（等価機能主義）、ホマンズ（社会行動）、ブラウ（交換理論）、および、プラトン（国家論）、ホッブス（闘争状態）、ロック（自然状態）、ロールズ（正義論）、合理的選択理論、等である。そして、これらの既存研究の検討から、これまでの理論の多くがその理論的前提を明示していなかった点を指摘し、"主意主義的立場を保持しつつ、秩序の成立を個人行動から論理整合的にいかに説明するか、その秩序成立過程の理論のなかに政治と国家と権力をいかに組み込むか"が、同君の理論構築の際の最重要課題となっている。

そして、最後に、結言（目標としての〈主意主義〉的権力論）で、同君は、これまでの主張を次のように簡明に図式化しようとしている。

(1)主意主義的説明の基準を、(a)基本的立場、(b)行為概念、(c)行為理論、(d)社会理論、(e)政治理論、(f)残された問題、の六項目に要約して説明しようとする。

(2)説明基準の暫定的着想は、次の、(a)根本的発想、(b)外在的与件、(c)行動と場面、(d)観察者前提、(e)行為の概念、(f)行為の着手、(g)行為の遂行、(h)相互的作用、(i)行為と権力、(j)間主観性、(k)秩序の成立、(l)社会的特性、(m)統合の条件、(n)政治の概念、(o)社会と権力、(p)政治と権力、(q)正統性概念、(r)残された課題の十八項目にしたがって説明される。

そして説明の『基準』と暫定的『着想』の提示により、同君は、結論として、"基本的には伝統的な科学観に近づける方向で機能主義理論の軌道修正を図りつつ"かつ"あくまでも個々人の存立願望を理論の最終根拠にして政治権力の正統性を規定してゆく"ことの方向づけを確立しえたと自負している。

次に、本論文についての評価を述べる。

博士学位論文の基本的評価は、研究主題についての既存研究の範囲の選定、選定された既存研究の検討、既存学説批判から展開される独自構想の展開、等の適切性、妥当性、論理性、科学性によって決定されるであろう。

既存研究の選定は、社会学の領域においては、"機能主義理論と行為理論の系譜のみに限定"されている。限定された限りにおいては、代表的な重要文献は網羅的に考察されていると言ってよい。同君の過去十数年の学説研究の蓄積がその基礎となっている。一方、政治学の領域における既存研究の選択については、政治権力測定のような政治社会学的な研究を除いて、必ずしも重要文献が漏れなく全般的に検討されているわけではない。また我が国でなされた政治学、社会学の領域における権力

研究について、ほとんど学説史的に触れられていない。それらの点については一考を要するであろう。

既存研究の検討、批判については、同君が最も強く忌避する「あい昧さ」を終止一貫して排除しようとする姿勢は高く評価される。そして、同君の強靭な論理的分析力も評価の対象となるであろう。しかし、同君自身の論理展開に内在する「あい昧さ」が皆無であるわけではない。例えば、第三部第二章および第三章で用いられた学説批判のための七つの共通の分析項目：(A)秩序形成、(B)間主観性の確保、(C)主意主義的説明、(D)政治権力の創出、(E)正当性の論理的説明、(F)理論の基本的前提、(G)論理的課題、の設定準拠は明示されていない。どのような論理的必然性に依拠して設定されたのか、はなはだ「あい昧」であると言わなければならない。

さらに、既存学説を拘束するそれぞれの歴史的文脈、社会的背景、思想史的状況を捨象し、同君の設定した〈あい昧〉な分析項目でもって、一刀両断的に既存文献を批判し評価し位置づけることには疑問が残る。同君の科学的認識、科学的説明の立場からすれば当然のことであろうが、文化相対主義的な観点は一顧だにされていない。権力についての認識の文化的な多様性の解明は、同君にとって今後の重要な研究課題の一つとなるであろう。

最後に、同君の権力論構想についても、結言のところで導入された「主意主義的説明の基準」のための六項目、および、「説明基準の暫定的着想」を説明するための十八項目に関して、論点は権力論の展開から主意主義的機能主義理論の一般理論化へと拡散してしまった感が強い。つまり、同君の主張する主意主義的権力論の意義、限界について、必ずしも明確に論述されているとはいいがたい。しかし、本論文に展開された考察は、今後、同君も述べるように、〝これまでにくらべ、科学的により明快な理論図式を提示することが可能となり〟、また、〝思惟的な議論を整理しうる理論枠組獲得の期待が持てる〟ようになるであろう。そのことについては疑義はない。

以上、霜野寿亮君の博士学位請求論文は、その研究態度、学問的力量から判断し、慶應義塾大学法学博士の学位を授与するに相応しいと判定される。

一九八八年二月五日

主査　慶應義塾大学法学部教授　社会学博士　十時　厳周
副査　慶應義塾大学名誉教授　法学博士　生田　正輝
副査　慶應義塾大学法学部教授　堀江　湛